

F-41

三輪鑒藏編輯

龍頭
改正
徵兵令
註釋

明治十七年一月刊行

特49
750

兵ハ國ノ本ナリ世界萬國共ニ皇威ヲ輝カサント欲セ
 ハ須ラク先ツ兵備ヲ嚴ニセスンハアル可カラズ方今
 宇内ノ形勢ヲ鑒ミルニ歐ニ英ノ内亂アリ亞細亞ニ清
 佛ノ紛擾アリ昨ノ攻戰今日ノ擾亂日ニ起リ月ニ發ス
 豈今日ノ太平モ永ク保スルヲ得ンヤ故ニ兵備ナル者
 ハ平時ニ於テ之ヲ盛ニセスンハアル可カラサルナリ
 今ヤ我カ勸聖文武ナル 明治天皇陛下夙ニ勸慮ヲ運
 ラセラレ明治十六年十二月廿八日ヲ以テ改正徵兵
 令ヲ頒テ廣ク國民ヲ募リ軍備ヲ整ヘ衆ト共ニ我國ヲ
 護衛シ永ク太平ノ樂ヲ共ニセント欲シ玉ヘル 聖意
 ノ辱ナキ謹テ感戴シ奉ラサル可ケンヤ苟モ生テ我國

ニ稟クル者踴躍奮起進テ徵ニ應シ力ヲ王事ニ致シ國
 民ノ本分ヲ盡サスンハアラス生等草莽ノ臣 聖恩ニ
 沐浴スル久シト雖モ固ヨリ不能何ヲ以テカ鴻恩ニ報
 フ可ケンヤ今マ幸ニ本令ノ出ルニ當リ自カラ不學ヲ
 揆ラス忘リニ之レカ訓誥ヲ作り世ノ同志ニ諮シ聊カ
 九牛ノ一毫ヲ補フト云フ

明治十七年一月

編者識

頭 正徵兵令註釋目錄

第一章	總則	自第一條	至第七條	一丁
第二章	服役	自第八條	至第十五條	三丁
第三章	免除及び猶豫	自第十六條	至第二十三條	七丁
第四章	徵兵區及び抽籤	自第二十四條	至第二十九條	十七丁
第五章	補充員及び豫備徵員	自第三十條	至第三十三條	廿丁
第六章	雜則	自第四十四條	至第四十五條	廿二丁

正誤

五葉の本文七行目

官立の下(公立)と脱す

廿一葉の本文四行目

徴兵の(徴員)の誤り

卅一葉の本文八行目

函館縣の下(管)の字を脱す

龍頭註解

○第一章 徴兵令凡
 爲す第一條より第
 七條に至る迄を第
 一章と云ひ本令は
 總々の規則を集む
 字を集め句と爲し
 句と積み章と爲し
 章と積り編と爲す
 則ち一章は一くぎ
 りなり ○總則引き總
 り ○第一條ひとく
 〇全國の男子年齢
 満十七歳より満四

龍頭 改正徴兵令註釋

三輪鑿藏編輯

第一章 總則

第一條 全國の男子年齢満十七歳より満四

十歳迄の者は總て兵役に服す可なり者とする

第二條 兵役の陸軍海軍共々常備兵役後備

兵役及び國民兵役とする

第三條 常備兵役は別ちて現役及び後備役

とす其現役は三箇年より一箇年満二十歳
 に至る者之に服し其後備役は四箇年

十歳迄の者 日本國

中 日本國

にて十七歳滿年よ

り四十歳滿年迄の

者と誰れに限らば

凡て兵士に在る者

である○兵役に使

役す○陸軍海軍上

に於て軍に在る者

と海上に於て軍に

在る者○常備兵役

生ずる者○常備兵役

に備へ置く所の

兵卒則ち鎮臺在住

る兵卒○後備兵役

に在る者○國民兵役

中 國民兵役中

の人民と以て成る

立したる者よえて

則ち常備兵及後備

兵にならざる人の

滿十七歳より滿四

十歳までを以て

て之を○常備兵役

に編成す○常備兵役

に別ちて現役及ひ

豫備役とす 常備兵

在の役と豫て備へ

置くの役と双手に

別ける而しく現役

として鎮臺に居住す

ひて現役と終りたる者之に服す

第四條 後備兵役の五個年おきて常備兵役

と終りたる者之に服す

第五條 國民兵役の年齢滿十七歳より滿四

十歳迄の者ひて常備兵役及び後備兵役

中又在らざる者之に服す

第六條 各兵役の期限已に滿ると雖も戰時

或は事變の際に死若くは臨時に演習

或は觀兵の擧あるとき若くは航海中或は

外國駐劄中其期を延すことあるべし

第七條

重罪の刑に處せられたる者の兵役

に服する事を許さず

第二章 服役

第八條

陸軍現役兵と毎年所要の人員に應

じ壯丁は身材藝能職業に従ひ歩兵騎兵砲

兵工兵輜重兵及び維卒職工を區別し抽籤

の法に依り當籤の者として之に充つ海軍

現役兵の海軍所要の人員に應じ沿海地方

及び島嶼の人民を調査し海軍に適合する職

業に従ひ水兵火夫職工等に區別し抽籤の

る年数は三箇年として豫備兵の現役と卒りては四ヶ年間つゞむる者あり
 ○後備兵役の五箇年云々と云ふは常備役は年限則ち三年と四年都合七箇年つゞむるを卒る者おしは是れより向き亦五ヶ年とつゞむるあり
 ○各兵役の期限の
 兵役の年限則ち上に述べたる常備兵役七年後役五年おとの類を云ふ

法に依り當籤の者を以て之を充つ但海軍志願兵徵募規則に依り就役する者は本令の限に在らず

第九條 陸軍雜卒の現役期限の其職務に因り之を短縮することある可し但常備兵役の全期は之を減することおし

第十條 年齢二十歳に滿たると雖ども滿十と歳以上の者と現役を志願するものと得

第十一條 年齢滿十七歳以上滿二十七歳以下にして官立自縣立學校と除く學校の卒業證

○己は滿るもはや一ぱし
 にな ○戰時或は事變戰爭起ると變さまると何か遽に騒動にても ○際起ると時 ○際する 出會ふこと ○臨時小演習 不意練する ○觀兵の舉こと ○觀兵の舉あるとき 訓練を見つて練兵の試験 ○航とも云ふ同し ○海中或は外國駐劄海軍にて海と渡航中又は陸海軍にて外國へと、よ

書と所持し服役中食料被服等の費用と自辨する者の願又因り一個年間陸軍現役に服せしむ其技藝又熟達する者は若干月に去て歸休を命ずる事ある可し但常備兵役の全期は之を減するものとあし

第十二條 現役中殊に技藝に熟し行狀方正ある者及官立學校を小學校の歩兵操練科卒業證書と所持する者其期未だ終らずと雖も歸休を命ずることある可し

第十三條 豫備兵の戰時若くは事變に際し

り居る中 ○其期と延する
 徴兵に操込む ○重
 罪の刑と處せられ
 たる者 刑法第七條
 罪則ち死刑無期徒刑
 有期徒刑有無期
 流刑輕重懲役輕重
 禁獄の九刑を云ふ
 ○兵役に服するこ
 とを許さず 徴兵の
 使か
 ねぬ
 ○第二章服役第八
 下第十五條迄兵役
 と操り上ぐる事と

之と召集を常備隊と充實を又補充隊に編
 制す平常に在るに技藝復習の爲め毎年一
 度六十日以内之と召集を又兵員實查の爲
 め毎年一度點呼と爲す但海軍豫備兵は技
 藝復習の爲め召集する事なし
 第十四條 後備兵の戰時若くは事變に際し
 豫備兵に次て之と召集し常備兵の後援と
 爲す平常に在るに其技藝復習の爲めに召集
 し及び兵員實查の爲めに點呼と爲すはと
 豫備兵に同じ

記 ○毎年毎年 ○所
 要の人員に應じ用入
 の人らずに ○壯丁
 相應して
 の身材並能職業よ
 從ひ 若盛りの者の
 け又得手のーわざ
 或ハ稼ぎなりとい
 り 由 ○歩兵 ちれ武
 者 騎兵 馬乗り ○
 砲兵 大砲 ○工兵 職
 兵とて陣屋臺場其
 他軍中必用の器具
 を製造 ○輜重兵 糧
 兵

第十五條 國民兵の戰時若くは事變に際し
 後備兵と召集し仍ハ兵員を要するときは
 限り之と召集し一隊伍に編制して軍役に充
 つ
 第三章 免除及び猶豫
 第十六條 兵役を免除するに癡疾又ハ不具
 等として徴兵検査規則又照一兵役に堪へ
 ざる者に限る
 第十七條 左に掲ぐる者の徴集と猶豫す但
 其年補充員不足するときは又ハ戰時若くは

或の軍器杯と諸方へ運入兵卒
 雑卒職工 諸事何たら兵卒
 職方あり 〇區別だらく兵卒
 〇抽籤くじと付
 〇當籤くじに
 〇充切めるは 〇海軍所要
 人員 〇沿海地方人員
 海邊 〇島嶼のふ國々
 人民の島國 〇調査取調
 〇海軍に適する

事變の際し兵員と要する時は之と徴集す
 第一項 兄弟同時に徴集に應ずる者の内一人及び現役兵れ兄或の弟一人
 第二項 現役中死没又の公務の爲め負傷し若くは疾病に罹り免役したる者れ兄或の弟一人
 第三項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或の承祖の孫
 第四項 戸主痲疾又は不具等にして一家の生計を営むこと能はざる者の嗣子或

職業 海邊島國の人民の平生お船乗りに慣きて居る故に海軍に取り立るな
 〇水兵火夫職工
 軍艦に乗せ込み水仕事を爲し或は蒸氣の火と焚き其他船中の用事を司る
 〇海軍志願兵職人
 海軍兵士 徴募規則よからんと願ひ出でめし
 〇本令就役つく
 〇職務申令と云ふ
 〇短縮
 〇短縮

の承祖の孫
 第五項 戸主
 第十八條 左に掲ぐる者の其事故の存する間徴集と猶豫す
 第一項 教正の職に在る者
 第二項 官立府縣立學校と小學校の卒業證書と所持する者にして官立公立學校教員たる者
 第三項 官立大學校及以之に準する官立學校本科生徒

ちいめる ○常備兵役の全期則七年 ○減るよどなしへらぬ ○志願願ひ出ぬ ○官立府縣立學校大學校中學校師範學校醫學學校等凡て官よと設けらるる ○卒業證書學校の所持も居る ○服役中兵卒お使わる、うち ○食料被服 食物の代金き

第四項 陸海軍生徒海軍工夫
 第五項 身幹未だ定尺に満たざる者
 第六項 疾病中或は病後の故を以て未だ堪へざる者
 第七項 勞役よ堪へざる者
 第八項 禁錮以上に該る可き刑事被告人
 第九項 裁判未決の者
 第十項 公博停止中の者
 第十九條 官立府縣立學校を小學校を除くは於て修

ひ ○費用と自辨する者入用と自辨する者 辨よへるもの ○一箇年間陸軍現役に服せむが一年常備軍とあして鎮臺よ住込ますなり ○其技藝よ熟達する者 訓練と上手おる者 覺へ込みし者 ○若干月の月日 ○歸休と命を我家へら ○殊お技藝おせる 勝きて上手又熟し 訓練をする ○行狀方正 身の行

業一箇年以上の課程を卒業たる生徒の六箇年以内徴集を猶豫せ

第二十條 左に掲ぐる者之豫備兵に在るに後備兵に在ると問ひ復習點呼の爲め召集することかし但戰時若くは事變又際しては太政官の決裁を經へ召集することある可し

第一項 官吏判任及び戸長
 第二項 教導職試験を
 第三項 官立公立學校教員

行儀正 ○官立公立
 学校 小學校をのぞき官より設け
 する ○歩兵操練科卒業證書 兵の訓練とする學問と志たる卒業證書あり
 ○其期未だ終了すと雖も 常備兵とあり三箇年を期限がす ○歸休とせずとも ○充實
 ○召集 よび ○充實

第四項 府縣會議員
 第五項 官立府縣立醫學校の卒業證書と所持して醫術開業の者
 第二十一條 官省院廳府縣又於餘人と以て代ふ可からざる技術の職と奉する者は太政官に決裁に依り徵集を猶豫するまどある可し
 第廿二條 左に掲ぐる者と第十七條に照して徵集を猶豫するの限り又在らざる
 第一項 附籍戸主及び附籍戸主の嗣子或

人員を ○補充隊に編制す 不足れ人數を補ふ ○平常に在りてに常の日に ○技藝復習 訓練稽古 ○兵員實査れ爲め 人數を點呼 番号とす ○點呼 呼ぶ事 ○常備兵の後援 常備軍の後 ○仍得 其上用 入 ○要する時 用入 ○隊伍に編制

ハ承祖の孫
 第二項 廢疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるは非を或の重罪の刑に處せられたるに非ずして嗣子承祖の孫若くは相續人を罷め更お定めざる嗣子承祖の孫
 第三項 年齢六十歳未満の戸主廢疾又は不具等おして一家に生計を營むこと能はざるに非ず或の重罪の刑に處せられたるに非ず或の戸主を罷め年齢六十歳

して軍役に充つ組
内にあみこしらへ
て軍さ役場にあて
る

○第三章免除及び
猶豫 第十六條以下
第二十三條迄
之免除役及ひ期
限とゆうよする譯
柄と ○兵役を免除
するの 兵卒になる
るすこ の役目と也
とい ○癡疾又と
不具 癡疾とい怪我
杯と云く自由
さかぬ者又不具と
て生れ付きの片わ

以上の者にして其跡と繼きたる戸主の
嗣子或承祖の孫

第四項

分家し又絶家若くは廢家を再
興したる戸主及び其戸主の嗣子或承
祖の孫

第五項

嗣子承祖の孫失踪去て五個年と
經ざる者の跡に定めたる嗣子承祖は孫

第六項

第二項第三項第四項に當る嗣子
或承祖の孫よ云く戸主癡疾又不具
等にして一家に生計を營むこと能とさ

者則ち盲者聾者跛
者啞者杯五体の備
わらぬ ○徴兵檢登
者なり

兵卒にとる可
規則と云らるる
死そ ○照し
らべ

○兵役に堪へざる
兵卒になる事の
者あらぬ者なり

○左に掲ぐる者
りよ書さ
出すもの ○徴集と

猶豫と日限との心
す ○其年補充員不
足するとき 其年に
當る補

るに非ず或重罪の刑よ處せられざる

よ非ずして戸主と罷免其跡と繼きたる

戸主

第七項

年齢六十歳未満の者癡疾又の不
具等にして一家の生計と營むよと能は

ざるに非ず或重罪の刑に處せられた

るに非ずして戸主を罷め其跡と繼きた

戸主

第八項

嗣子承祖の孫又相續人癡疾又
の不具等よ去て一家の生計と營むこと

ひ充たす人数の不足する時兵員と要する兵卒の徴集に應ずる者ハ第一項兄弟同時ハ内一人一つハ兄弟にめし出さる、時は兩人の内一人ハ及ひ現役兵の兄或ハ弟一人中現役に付て居る者ハ兄ハ弟一人丈ハ現役中死没中現役に在る軍さに出で死するハ病氣にて

能はさるハ非シ或ハ重罪の刑ハ處せらるるハ非シして戸主の死亡跡若くハ戸主と罷めたる跡と繼かぜ他の者ハ其跡と繼きたる戸主第九項 戸主失踪して五個年と經さる者の跡を繼きたる戸主第廿三條 第十八條第一項第二項第三項第四項陸海軍生第十九條第二十一條に當る者ハ雖も第三十五條に示したる徴兵各自届出期限即ち九月十六日以後ハ係る者ハ

死に亡セた者ハ又は公務の爲め負傷し若クハ疾病ハ罹り免役したる者の兄或ハ弟一人公やけつにて手きせと負ひ又と病氣よて役と免るさるたるものハ兄ハ弟一人の一人ハ丈ハ戸主年齢家督ハ年ハ〇嗣子の息子ハ承祖の孫ハ父承る故ハ孫と云ふ

徴集を猶豫するの限に在らす 第四章 徴兵區及ハ抽籤 第二十四條 徴兵區ハ軍管師管及ハ府縣ハ區域に從ふ其軍管ハ從ふものを軍管徴兵區と爲し師管に從ふものと師管徴兵區と爲し府縣に從ふものと府縣徴兵區と爲す 但府縣の管地兩師管に分屬するものハ師管毎に一區を設く軍管及ハ師管ハ徴兵區域と別表ハ掲ぐ 第二十五條 各鎮臺ハ屬する歩兵ハ其師管

○戸主癡疾 家督人

なる者 ○一家の生

計一軒の ○營む家

とす ○事故の存す

る間 わけ柄のれこ

○徴集と猶豫すし

出まよ ○教正の職

延す 在る者 勸善懲惡

の風俗をため直す

者則ち教導職を務

むる ○官立公立學

校教員 小學校杯の

○準るる ちぞと

本科生徒 學校生徒

生私費主の二様あ

り貸費生ハ則ち本

科生徒にしと私費

生は本科に非と

○陸海軍生徒 教導

は兵學察杯 ○海軍

の生徒あり ○海軍

工夫 海軍省に使役

あり ○身幹未だ定尺

又満たさる者 身の

五尺にあ ○病後 病

く あげ ○勞役に堪へ

徴兵區限と其他の諸兵ハ其軍管徴兵區限

り之と徴集す但現役徴員及ハ其補充員不

足するるとき歩兵ハ他の師管其他の諸兵と

他の軍管徴兵區よ之を補ふ

海軍及ハ近衛の諸兵ハ各軍管徴兵區よ配

當して全國より之と徴集す

第二十六條 抽籤ハ各府縣徴兵區限と之を

行ふものとす府縣徴兵區に於てハ其區壯

丁の身体検査終了たる後兵役に適す可き

人員ハ身材職業に従ハ兵種を區別去て番

號を定め抽籤せしむ

第二十七條 籤ハ一郡區毎に籤丁の人撰と

以て一名乃至三名の總代人と出し之を

抽かまむ

第二十八條 抽籤の法ハ籤丁の數に應し籤

札に兵種番号と記し籤箱に納れ籤簿掛の

面前に置き籤丁名簿ハ順序に従ハ其氏名

と呼ヒ總代人よ之と抽りしめ籤簿掛と抽

籤の正否と監し抽き舉ぐる所の番号を高

く聲よ呼とまめ其籤札と受取り籤簿よ氏名

さる者 骨折仕事の
出来ぬ者
○學術修業 學藝の
修業 ○外國に寄留
する ○外國よ止
まり居る者 ○禁錮
以上に該る可死刑
事被告人と爲り裁
判未決の者 輕重禁
錮から
上の重死罪トある
可き刑事は被告人
と爲りさむされ ○
まだ濟まぬ者 ○
公權停止中の者 公
け
權埋を停止する
とく罪を犯したる

番号と記之籤札の總代人に交付す
第二十九條 籤の其番号現役徵員に數に満
はる迄と以て現役籤とし其餘を以て補充籤とす
第五章 補充員及び豫備徵員
第三十條 補充員の補充籤と抽死たる者と
以て一個年間に充つ其期限内現役兵欠
員と要する時又其番号の順序に従ひ之と
員と要するときは其番号の順序に従ひ之と
徵集す 補充員の數と概ね現役徵員五分
の二より少からざるものとす

者に附け添への罰
あを委しくと刑法
第一編第二章第三
節以下成就を見る
可 ○課程 學科の程
度あり
○太政官の決裁 太
官よと取 ○官吏判
りさめる ○官吏任
官以上の ○教導職
やくにん ○府縣
試補と除け ○府縣
其上の者 ○府縣
會議員 府縣の會
議方あり ○
醫學校 醫者の
省院廳府縣 大政官
藏司法文部宮内海
陸軍工部農商務省

第三十一條 補充員に於て其期限内徵集の
命あき者及び第十八條第三項の生徒にし
て二個年以上課程を卒業たる者は年齢
満二十七歳迄之を第一豫備徵兵とす
第三十二條 第十七條に當る者として其年
徵集の命あき者第十八條第二十一條に當
る者にして七個年間其事故の存する者及
ひ第一豫備徵員と終りたる者年齢満三十
二歳迄は之を第二豫備徵員とす但第十七
條に當る者第二豫備徵員と爲りたる後六

元老大審統計參事
 檢査院警視廳其他
 各府縣杯 ○餘人の
 の官廳 ○餘人の
 ひ ○代ふ可うらさ
 るへる事 ○技術
 出來ぬ ○技術
 職を奉する者 藝
 の職業と務 ○附籍
 むるもの ○附籍
 戸主 親族縁者又身
 と寄せ人籍と
 附て所ろの ○附籍
 家督主人 ○附籍
 戸主は嗣子 同上は
 跡と繼
 息 ○或の承祖の
 子 同上の跡 ○相續
 孫と繼ぐ孫 ○相續

個年間は該條に掲ぐる資格を失ひたると
 きは現役に徴集す
 第三十三條 豫備徴員の戦時若くは事變に
 際し兵員と要するときは之を徴集す但第二
 豫備徴員を徴集する之後備兵と召集する
 ときはに限る
 第六章 難則
 第三十四條 毎年一月より十二月迄は年齢
 満十七歳と爲る者其年九月一日より
 同月十五日迄に戸主本人戸主若くは自身以下
 戸主とあるもの皆同じ

人と能め 家督相續
 を能める
 に癡疾不具で一家
 の生計が出来ぬで
 なく重罪杯の罪に
 ちりたるを云ふ譯
 もかくして相續と
 能めざる者の息子
 又の孫 ○分家別け
 ちり ○分家別け
 る ○絶家 跡繼の一
 且絶へる
 る ○廢家 同上 ○再興
 家 ○廢家 同上 ○再興
 家名を再び ○失踪
 繼ぎ立る ○失踪
 出奔して何處へか
 行跡の分らぬ者
 ○戸主の死亡跡る

り本人の氏名 族籍住所 誕生の年月日 及び
 職業を記載し 本籍の戸長に届出可し
 第三十五條 毎年一月より十二月迄に年齢
 満二十歳と爲る者は其年の九月一日より
 同月十五日迄に書面を以て戸主より本籍
 の戸長に届出可し 若し届出の後翌年四月
 十日迄に異動を生きたるときは其事由を
 詳記し三日以内本籍の戸長に届出可し
 但二十歳未満に於て現に服役する者の届
 出るに及ばす

じに死去し○戸主
 たる跡なり
 と罷めたる跡と繼
 りす 不具癘疾にて
 家業が出来ず
 重罪の刑に處せら
 れたと云ふ譯もあ
 るとして戸主の死跡
 又ハ家督相續とす
 るハ正統ハ者が繼
 がすして他人より
 來く其跡を繼ぎ戸
 主と成りたるもの
 ○第四章徴兵區及
 以抽籤 第二十四條
 九條迄徴兵を召く
 の區域及びくじ取
 りの仕方を示す

第三十六條 第十七條に當る者其資格と失
 ひ第十八條第十九條第二十一條に當る者
 其事故止み及び第三十二條但書に當る異
 動と生したるときハ其事由と詳記し其年
 の九月一日より同月十五日迄ハ戸主より
 本籍ハ戸長に届出可也但九月十六日以後
 翌年四月十日以前本籍に當る者は三日以
 内ハ本籍の戸長に届出可し
 第三十七條 他の府縣ハ寄留する者其地ハ
 於て徴集に應せんと欲するときは其地ハ

○徴兵區 兵卒を召
 出する區
 域 ○軍管 鎮臺ハ步
 兵と除け
 其他ハ兵卒を取る
 を軍管區と名けく
 ○師管 鎮臺ハ附屬
 する歩兵を
 取る所と師 ○府縣
 管區と云ふ
 の區域に従ふ 府縣
 轄境ハ由 ○府縣ハ
 従ふ者と府縣徴兵
 區と爲す 各々兵士
 せるハ軍管徴兵區
 師管徴兵區府縣徴
 兵區の三區に別ち
 て名目と立くられ

居住する者戸主を以て證人と爲し八月十五
 日迄ハ戸主より其旨を本管廳に願出可し
 但第三十五條の届書ハ寄留地ハ戸長ハ差
 出を可し
 第三十八條 現役兵在營在艦中の定額ハ日
 給と與へ服食等と給す
 第三十九條 疾病或ハ犯罪等よて期限ハ際
 し入營し難た者ハ其事由と詳記シ其疾病
 に罹る者ハ醫師の診斷書と添へ即日戸長
 に届出可也其事故止むと死亦同し

り○但府縣の管地
 兩師管に分屬する
 ものハ師管毎に一
 區と設く府縣の管
 是兩方の師管區に
 跨る者ハ兩師管共
 に一區を設く ○別表
 けるあり
 べつだんの ○鎮臺
 書付に示す
 世の擾亂を鎮むる
 と以て鎮と云ふ
 ○屬する附死 ○歩
 兵かちだらの ○其
 他諸兵 歩兵と除
 其外の兵

第四十條 第三十九條に掲ぐる者其年九月
 一日に至るも事故猶止まらざるときは之を
 翌年廻しれ者ハ爲し翌年更ニ檢査と遂げ
 他の徵員に先ち徵集す可一但戰時若くと
 事變に際之兵員と要するときは翌年徵集
 の期と待たず徵集す
 第四十一條 兵役と免れんか爲め身体を毀
 傷し疾病と作爲し其他詐偽の所爲と用ひ
 つける 疾 病 と 作 爲 し 其 他 詐 偽 の 所 爲 と 用 ひ
 また 逃 亡 若 く と 潜 匿 せ たる 者 又 と 正 當 の
 故 なく 檢 査 所 に 參 會 せ ば 又 は 第 三 十 五 條

士 ○徵集を先しわ
 つめる
 ○現役徵員の常備軍
 の鎮臺
 に居る者 ○補充員の足
 数
 小ぬをた ○近衛子
 すもの
 此御側を守 ○配當
 護する兵士
 あり ○全國日本
 中
 あり ○之を行ふ兵士
 と召
 す籤取り ○壯丁つ
 とする
 若もの ○身体檢査
 若もの ○身体檢査
 りられたの強弱 ○兵
 をしらべる

第三十六條の届出と怠りたる者は抽籤の
 法と用ひせ直に現役に徵集し又翌年檢
 査と遂げ第四十條に掲ぐる者に先ち抽籤
 の法を用ひせ徵集す
 第四十二條 常備現役年期の計算と總く其
 入營年の四月二十日 第四十一條に掲ぐ
 る者は入營の當日より起
 算し豫備役及び後備役年期の計算と其定
 例編入す可き年の四月二十日より起算す
 但禁錮の刑に處せらるる者は又ハ監視を付せ
 れ又ハ逃亡せたる者其刑期中ハ日數及び

役は適す 兵士に
兵種を區別し 兵士
り分ける 〇番號
を定め 〇籤取りの番
〇一郡區毎 〇一區
に 〇籤丁 〇取
人撰 〇札杯にて
一名乃至三名 〇
三人 〇總代人 〇
れ代 〇抽籤の法
取りの 〇籤簿掛
仕方 〇籤簿掛
者と帳面に 〇面
記は役人 〇面前

逃亡中の日数は服役年数に算入せず
第四十三條 第三十四條 第三十五條 第三十
六條 第三十九條の届出を爲さざる者及び
検査時日の指定を受け正當の故なく其場
所に參會せざる者は三圓以上三十圓以下
の罰金に處す
第四十四條 兵役を免れんか爲め逃亡し又
は潜匿若くは身體を毀傷し疾病を爲
し其他詐偽の所爲ある者は一月以上一年
以下の重禁錮に處す三圓以上三十圓以下

目の 〇名簿 徴兵に
前へ 〇名簿 取る可
さ人の名を 〇順序
書きたる帳
じめん 〇氏名 兵士
る可人 〇正否 正
れ名前 〇正否 正
さか正し 〇監し
らざるか 〇監し
みは 〇抽き 〇擧ぐる
る 〇抽き 〇擧ぐる
くじを抽 〇高聲 〇た
き取る 〇高聲 〇た
へ 〇交付す 〇抜き 〇取
籤札の總代 〇現役
人 〇渡す 〇現役
籤士に 〇可死 〇兵

第一	第二	第四十五條	第四十四條
軍管	師管	國	名
武藏の内 本郷區 北豊島區 南多摩區 新坐區 見玉區 旗羅區 相模甲斐伊豆上野信濃の内 更級郡 上水内郡 下水内郡	武藏の内 本所區 北葛飾郡 南葛飾郡 下總常陸下野	麴町區 麻布區 本郷區 北多摩區 南多摩區 新坐區 見玉區 旗羅區 相模甲斐伊豆上野信濃の内 更級郡 上水内郡 下水内郡	日本橋區 京橋區 芝區 四谷區 牛込區 小石川區 横濱區 荏原區 南豊島區 西多摩區 東多摩區 久良岐郡 比企郡 横見郡 秩父郡 南佐久郡 北佐久郡 小縣郡 埴科郡

七 ○補充員 現役兵員が不足した時 ○第五軍補充員及豫備徵員 第三十三條迄を補充の兵士豫備兵士の人員 ○欠員 八數 ○命つけ 資格 ○第六軍則 第三十四條以下第四十五條に至る迄何れも		二 第三 陸前の内 柴田郡 磐城岩代羽前越後佐渡	
三 第六 尾張の内 東春日井郡 丹羽郡 美濃 加賀能登 越中 飛彈 越前		二 第四 陸前の内 栗原郡 登米郡 本吉郡 挑生郡 杜鹿郡 氣仙郡 陸中 陸奥 羽後	
四 第七 攝津の内 東區西區南區北區 紀伊の内 和歌山區名 那賀郡 伊都郡 有田郡 山城 大和河内和泉近江伊賀 高部 東牟婁郡 西牟婁郡 山城 大和河内和泉近江伊賀 攝津の内 八部郡 菟原郡 武庫郡 川邊郡 有馬郡 播磨淡路若狹丹波丹後但馬美作備前因幡伯耆 安藝備後備中出雲石見隱岐周防長門		三 第五 尾張の内 名古屋 愛知郡 葉栗郡 中 西筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 三河 遠江 駿河 伊勢 上伊那郡 下伊那郡 諏訪郡 志摩 紀伊の内 北牟婁郡	
五 第十 阿波 讃岐 伊豫 土佐		四 第六 尾張の内 東春日井郡 丹羽郡 美濃 加賀能登 越中 飛彈 越前	
六 第十一 肥後 日向 大隅 薩摩 沖繩		五 第七 尾張の内 名古屋 愛知郡 葉栗郡 中 西筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 三河 遠江 駿河 伊勢 上伊那郡 下伊那郡 諏訪郡 志摩 紀伊の内 北牟婁郡	
七 第十二 豊前 豊後 筑前 筑後 肥前 壹岐 對馬		六 第八 尾張の内 東春日井郡 丹羽郡 美濃 加賀能登 越中 飛彈 越前	
八 第十三 渡島 後志 石狩 天鹽 北見 膽振 日高 十勝 釧路 根室 千島		七 第九 尾張の内 東春日井郡 丹羽郡 美濃 加賀能登 越中 飛彈 越前	

軍管は軍團の諸兵師管の師團の諸兵を徵集と
 徵兵の現今沖繩縣に之を行くす北海道に於てハ第七軍管の鎮臺
 と設くる迄函館縣下函館江差福山三個所と限り之を行ひ第二軍
 管の管轄に屬せむ

く色々なき ○本人
 そくを集む ○本人
 兵員を徵さると徵
 されさるとに論を
 く満十七歳の者は
 皆を戸主より戸長
 へ届々出るをかり本
 人の當人を云ふ
 ○氏名 苗字 ○族籍
 華族士族平民 ○住所
 民杯の類
 すみ ○誕生年月日
 か ○書面 届書
 非さる ○翌年
 かり ○現に服役する者
 しくとなくか ○他の府縣に寄留する者
 止む ○本管廳 當人本籍の有
 る譯を ○在營在鑑 杯に之軍艦に乗込込み中

ひまれた ○職業 平生の家
 つきひ ○記載しるし
 わくる ○死ぬるか又ハ病氣杯
 とし ○死ぬるか又ハ病氣杯
 二十歳にならずして
 士にあり鎮臺に居る者
 よそ國に出稼其他の事
 軍營に住居する者
 杯に之軍艦に乗込込み中

本籍 各々家の有る所
 にて寄留杯に
 事由がら ○詳記
 が變る ○事故
 証人 証人
 ○其旨 寄留
 ○定額日給

給金 ○與へさげ ○服食等と給そ 衣類食物 ○疾病 やま ○犯罪 つみや ○期限に際し 軍營
 に這入 ○醫師 官の許可を得て開業 ○診斷書 病氣の見立書 ○即日 ○其事中止むと
 亦同し 上に記したる故障が濟みた ○事故猶得止まざる時は 前三十九條不書き出た
 月一日に於て ○翌年更に検査を遂々 明年新たに檢 査と仕直さ ○他の徴員に先づ 他兵士よ
 まだやまぬとき ○兵士に取立られ 身体を毀傷し 自分からた ○疾病を作爲
 しと拵へ ○其他詐偽の所爲と用ひ 此外より偽を ○逃亡せらる ○潜匿 所に身を
 〇正當の故なく そじみちた、しくは ○検査所 せらる ○參會せず 來ぬ ○届出を怠り
 打捨置く ○年期の計算 數へ方 ○起算し 始む ○定例編入す可き年 きまてく ○監視を
 犯し處分濟み夫々の科 當てられ期限満ちて我家へ歸きて後尙ほ監視と云 ○指定
 〇罰金 罪科は償 罰金を附加す 本刑に添へて ○本令施行の爲先よ要する規則別
 に布達を以て之を定む 此徴兵令を取り行ふ付て入用のき

○陸軍省達 甲第四拾四號

府 縣

(沖繩札幌根 室三縣を除)

今般第四拾六號 布告 徴兵令 改正 相成 候處 本年 徴兵 適齡 卽
 ち來十七年 徴集 可き者 の 既 舊 徴兵 令に 據り 調査 し 最
 早 諸名簿 整理 順後 に 係ると 以て 十七年 徴集 可き者 は 舊 令
 に 據り 徴集 致し 新令 第十一條 第十七條 乃至 第十九條 第二
 十一條 第二十二條 第二十五條 第二項 第三十條 第二項 第三
 十一條 中の 生徒 第三十六條 に 當る 事項 と 來十七年 適齡 卽
 ち十八年 徴集 可き者 より 實施 致候 儀と 可心得 此旨 相達
 候事

明治十六年十二月廿八日

陸軍卿 大山 巖

F-41

明治十七年一月八日御届
全 一月廿七日出版

定價金拾貳錢

大阪府士族

編輯者 三輪鑒藏

府下東區淡路町三丁目
十九番地

大阪府平民

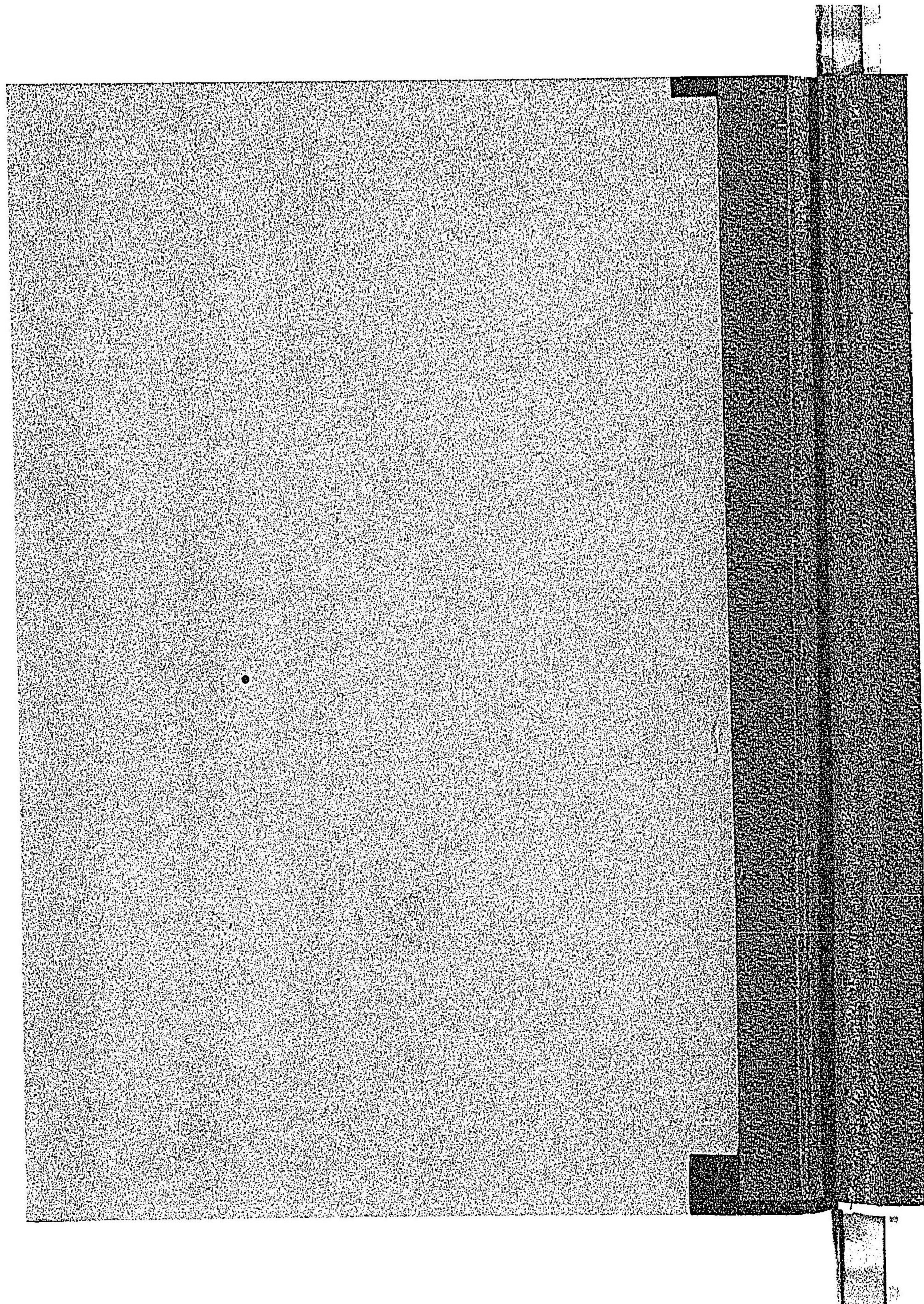
出版人 北村幸二郎

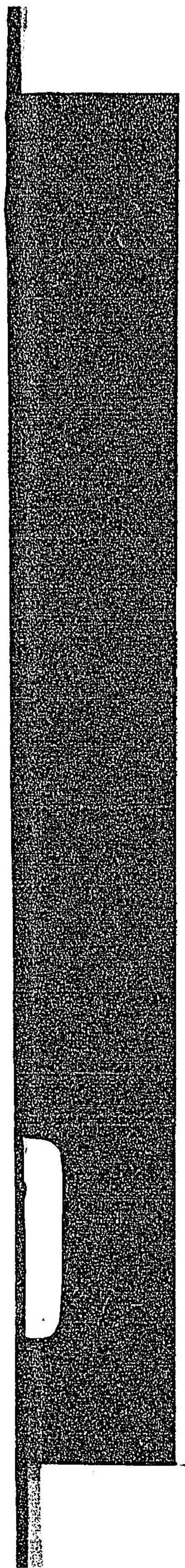
府下東區安土町四丁目
四番地

大阪心齋橋通備後町角 吉岡平助

發賣所 全南本町四丁目 梶田喜藏

府下堺區大町 前田文林堂





整頭 改正徵兵令註釋

三輪 鑒藏

国立国会図書館

038917-000-2

特49-750

改正徵兵令註釋 (整頭)

三輪 鑒藏/編

M17. 1

BCC-0138



4

7

